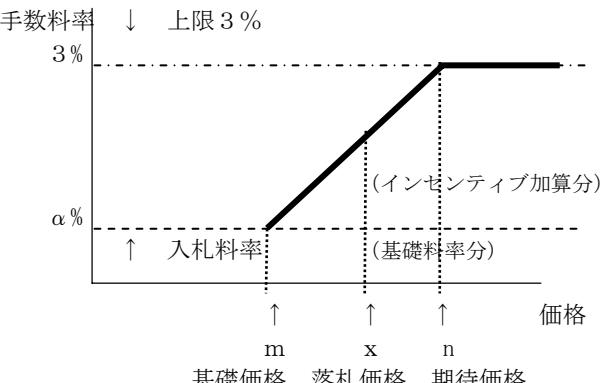


中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																				
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>中期計画の3年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立に着手するとともに、併せて経営管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>機構の存続が実質3年となるなか、ホール付大型会館への対処・機構業務の公正性確保等重点課題に対処するために人員増加を抑制しつつ組織の改廃を行うとともに専門的知見を有する人材の確保を図った。</p> <p>①組織の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画部戦略マーケティング部の設置（平成19年10月） 譲渡価格・雇用・公共性の観点から慎重な対応が必要と考えられるホール付大型会館の処理方針を確立すること及び今後の検討課題である事業価値が高い施設の一括売却の方針を確立するための組織として設置した。この結果、大型会館の処理方針については概ね確定した。 法務文書課の設置（平成19年8月） 情報公開、個人情報保護並びに施設譲渡に伴う法律問題に対処する専門部署として法務文書課を設置した。落札の無効を主張して提起された訴訟では、勝訴して結審した。 ②専門的知見の活用 <ul style="list-style-type: none"> 企画部上席調査役の設置（平成19年4月） 増加する施設譲渡業務に伴い、入札参加者の資格について、より適正に対処するため、企画部に上席調査役を設置した。 広報担当顧問の設置（平成20年1月） 機構の広報業務について、より一層、適正かつ効果的に実施するため、広報全般に係る指導、助言等を行う顧問を設置した。 ③組織の廃止・統合 <ul style="list-style-type: none"> 特別施設グループの廃止 機能維持施設の譲渡方針を策定する専門部署として設置していたが方針策定を終了し、具体的な譲渡ステップに移行したことから、その機能を各施設部に移管し同グループを廃止した。 <p>・平成20年3月31日現在の職員数 総務部 9名 企画部 12名（うち専門職10名） 施設部 10名（全員専門職） 業務推進部 3名（全員専門職） 管理部 4名 計38名（平成18年度末35名）</p> <p>（参考：総人件費改革における当機構の基準人員数（定員）は、41名である。）</p> <p>【主な出身職種】</p> <table border="1" data-bbox="2050 1396 2626 1522"> <thead> <tr> <th>出身職種</th> <th>人数</th> <th>出身職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関</td> <td>10名</td> <td>法律事務所</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>不動産会社</td> <td>6名</td> <td>税務コンサル</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>建設会社</td> <td>5名</td> <td>調査研究機関</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資格取得者の状況】</p> <table border="1" data-bbox="2050 1579 2783 1764"> <thead> <tr> <th>資格種別</th> <th>人数</th> <th>資格種別</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引主任者</td> <td>8名</td> <td>測量士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士</td> <td>1名</td> <td>土地区画整理士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td> <td>1名</td> <td>不動産コンサルティング技能資格</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）</td> <td>1名</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">＜添付資料 2＞</p>	出身職種	人数	出身職種	人数	金融機関	10名	法律事務所	1名	不動産会社	6名	税務コンサル	1名	建設会社	5名	調査研究機関	1名	資格種別	人数	資格種別	人数	宅地建物取引主任者	8名	測量士	1名	不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	1名	一級建築士	1名	不動産コンサルティング技能資格	2名	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）	1名		
出身職種	人数	出身職種	人数																																				
金融機関	10名	法律事務所	1名																																				
不動産会社	6名	税務コンサル	1名																																				
建設会社	5名	調査研究機関	1名																																				
資格種別	人数	資格種別	人数																																				
宅地建物取引主任者	8名	測量士	1名																																				
不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	1名																																				
一級建築士	1名	不動産コンサルティング技能資格	2名																																				
特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）	1名																																						

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p> <p>※インセンティブ方式について</p>  <p>手数料率 ↓ 上限3%</p> <p>3%</p> <p>α%</p> <p>↑ 入札料率</p> <p>↑ (インセンティブ加算分)</p> <p>↑ (基礎料率分)</p> <p>↑ 価格</p> <p>基礎価格 落札価格 期待価格</p> <p><料率の算定></p> <p>(定義) α：入札料率（競争入札で決定する料率） m：基礎価格 n：期待価格 x：落札価格</p> <p>(計算式) 最終料率 = $\alpha + (3 - \alpha) \times (x - m) / (n - m)$ ※上限3%</p>	<p>(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用</p> <p>新たに2業務について外部委託を実施するとともに、既存外部委託業務について効率化・運用の改善を図った。</p> <p>①新規外部委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断調査等業務及び土壌調査等業務といった施設譲渡関連業務に関し、一般競争入札により委託業者を選定し業務を委託した。 土壌調査等業務の入札準備業務等に関し、企画競争にてアパザーを選定し業務を委託した。 <p>②効率化・改善を行った委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札による委託先選定の徹底 従来指名競争入札であった売却業務委託業者の選定、公募プロポーザルによっていた不動産鑑定業者の選定、及び公募プロポーザルによっていた施設管理委託業者の選定を一般競争入札により行うこととした。この結果、売却業務委託においては入札参加者数が10社より14社に増加した。 売却業務委託業者の委託方式 平成19年度譲渡物件の不動産売却業務委託から、売却価格についてより高い成果が得られるようインセンティブ方式を導入し、入札により決定した委託手数料に加え、基礎価格/期待価格のレンジを設定し売却価格に応じたインセンティブ報酬を支払うこととした。（左図参照）同方式の導入に伴い、買受者から当機構委託業者が手数料を収受することを禁止した。 <p>(2) 施設の運営委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、原則、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人へ、社会保険庁が契約していた内容と基本的に同様の内容で委託しており、平成19年度においても、これを継続している。 具体的契約先 (財) 厚生年金事業振興団、(財) 社会保険健康事業財団、(社) 全国社会保険協会連合会、(社) 全国国民年金福祉協会連合会、(財) 社会保険協会、(財) 船員保険会、(財) 各都道府県社会保険協会、(財) 各都道府県国民年金福祉協会

評価の視点	自己評価	S	評定	S
	<p>・組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。</p>	<p>・重点課題に対処するために機動的に組織の改廃を行うとともに専門的知見を有する人材の確保を図った。</p> <p>・外部委託による業務運営の効率化については、委託業務の拡大、インセンティブ報酬の導入等従来の枠組みに囚われず新たな施策を実施した。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・機構の広報業務について、より一層、適正かつ効果的に実施するため、広報全般に係る指導・助言等を行う顧問 ③組織の廃止・統合 ・機能維持施設の譲渡方針を策定する専門部署として設置していたが方針策定を終了し、具体的な譲渡ステップに移行したことから、その機能を各施設に移管し同組織を廃止を行い、効率的な業務運営体制の確立を図り、施設売却の円滑な運営の推進に努めた。 	<p>開示を指摘できる。これらの工夫は十分な成果をもたらしたと判定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化をめざすために組織の見直し、外部委託の活用が適切に行われている。 ・極めて良くやっていると評価できる。
<p>・業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな外部委託の実施や、既存委託業務の改善により効果的かつ効率的な業務運営がなされた。（1（1）参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初計画を概ね達成するとともに、施設の譲渡方式について、新たな施策を複数実施した点が評価できる。 ・戦略マーケティング部の設置により、事業価値が高い施設の一括売却の方針を確立し、対応力を強化したほか、保有財産内容の変化にともなう特別施設グループの廃止など、機動的な組織体制の変更がなされ、目標達成に寄与した。また、専門的知見を有する人材確保の面でも実務上のニーズに即して適切に対応しているものと認められる。 ・売却収入予算費22%増という結果を出せる組織運営はS評価に値する。

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。</p>	<p>2 業務管理の充実 （1）業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>（2）業務遂行において生じる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 （1）機構設立の際、国から出資を受ける資産並びに承継する権利及び義務に係る情報等について、中期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。</p> <p>（2）業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>（3）業務遂行において生じる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 平成19年度においては、物品管理、各施設に関する既存の権利義務の整理、不動産支障内容について改めて全施設を対象に悉皆調査を行い状況の把握を行った。</p> <p>（1） ・物品管理については、5万円以上の物品につき台帳と突合を行い確認した。 ・施設内の通行権、温泉権等について調査を行い、重要情報として開示すべきものを整理して譲渡に支障を来たすことのないようにした。 ・不動産支障内容の把握を終了し、解決に向け対処を行った。 (主な支障対応案件) ①施設敷地内の旧法定外の公共物（いわゆる赤道と言われる里道等）の購入、②接道敷地の購入、③境界線の調整・確定、④地上権の設定、⑤土地交換、⑥下水道事業受益者負担金への対応、⑦PCB廃棄物の処分及び移動、⑧アスベスト対策、⑨電波障害対策</p> <p>（2）従来同様下記のとおり実施している。 ・会議による管理 業務の進捗に関しては、幹部会（2回／月開催、構成員：理事長、理事、審議役、部長および総務課長）および役員会（1回／月開催、構成員：理事長、理事、監事＜オブザーバー＞）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打ち合わせ（参加者：理事長、審議役、施設部・業務推進部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い方針を決定し対処を行った。</p> <p>・システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の項目毎にデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備している。</p> <p>（3）当機構の業務に関しては、入札に係るリスク（暴力団等不適格入札者、談合、偽情報、システム及び人的な内部情報漏洩）、風評リスク、法規制変更リスク、災害リスク等多様な事業リスクが発生する蓋然性があると認識している。これらに関しては毎朝開催する業務打合会でその対応につき全員で議論を行い、その結果に基づき所管部署がその対応を行っている。 特に施設売却の過程において発生する様々なリスクに対応するために、入札参加者の資格について、より適正に対処するため、企画部に上席調査役を、また訴訟等法律問題に適切に対応し、かつ、情報公開や個人情報保護にも適正に対応するため、これらの業務を専属的に行う法務文書課を設置した。 また、入札参加予定者への被害発生が考えられる「機構施設につき優先譲渡・随意契約ができる」等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられたことから、その都度、データベースに登録するとともに注意喚起のメッセージをホームページに掲出し被害発生の防止を図っている。その結果19年12月以降は偽情報は寄せられていない。</p>

評価の視点	自己評価	S		評 定	S	
			<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡にあたり価格にマイナス影響を与える懸念のある支障・権利義務等を悉皆的に把握し、その解決を当機構自ら行うことにより施設価値の引上げを行った。 ・様々なリスク情報を開示することにより、被害の未然防止に成功している。 			<p><委員会としての評定理由></p> <p>悉皆調査により施設の実態を適確に把握し、問題点を解消することを通じ施設価値の引き上げを図っている。</p> <p>また、状況報告・把握を迅速に行うための対策、リスク管理についても、新たな組織の設置等の工夫により、適切に行われている。全体としては、中期計画を大幅に上回ったと言える。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。 	実績：○		<ul style="list-style-type: none"> ・特に課題となっていた物品の管理については、全施設を対象とした調査による状況把握を行い、円滑な譲渡業務へ寄与した。また、管理体制を充実するとともに業務の効率化に努めた。 			<p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産把握に努めている。組織としての統率を図るための会議を行い、良い効果をもたらしている。不動産売買にありがちなリスク管理も、毎年度新たな組織の設置等の工夫により、適切に行われている。
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。 	実績：○		<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進捗管理についてはシステム及び定例会議の両面で行っており、計画的推進が図られている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・物品管理、各施設に関する権利義務の整理、不動産支障内容について悉皆調査により実態を把握し、問題点を解消することを通じ施設価値の引き上げを図ることが出来ており、リスク管理についても十分な効果があげられており、評価に値する。
<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行において生じる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。 	実績：○		<ul style="list-style-type: none"> ・当機構の業務に関しては、多様なリスクがあるが潜在的なリスクへの事前対応、顕在化したリスクへの迅速な対応などの確に対応しており、現状それらのリスクが当機構の業務及び買受人等関係者への悪影響は回避し得ていると考えている。また、状況に応じ適時適切な人的・組織的対応を図っている。 ・偽情報については、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、入手の都度その情報内容をホームページに掲載し、周知徹底と被害の未然防止に万全を期している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・状況報告・把握を迅速に行うための対策、リスク管理などが適切に行われている。 ・業務の進捗管理、リスク管理などが適切に行われていることと、1. の業務効率とは連動するものとする。従って管理も充実していると評価する。 <p><その他意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の管理体制の強化、不動産の支障対応を適切に実施した。 <p>・目標通りに行っていると評価できる。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																																														
<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減する。</p> <p>(2) 業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>(3) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努める。</p> <p>(2) 業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>(3) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 経費予算 8,061 百万円に対し、実績は 1,735 百万円であり、6,326 百万円の節減を図った。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、必要最小限の経費の執行に努め、更に、少額の契約（消耗品等）であっても複数社による見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較で22%節減した。（対前年度比13%減）</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="1976 495 2801 741"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>一般管理費 (人件費除く)</th> <th>対17年度</th> <th>対18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">17年度 (6ヶ月間)</td> <td>①決算額</td> <td>86,075</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②初年度限りの経費</td> <td>65,210</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③継続する経費 (①-②)</td> <td>20,865</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④年換算 (③×2)</td> <td>41,730</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">18年度決算額</td> <td>37,583</td> <td>△10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">19年度決算額</td> <td>32,616</td> <td>△22%</td> <td>△13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 業務経費については、予算7,893百万円に対し実績1,600百万円と6,294百万円を節減した。</p> <p>これは、施設としての売却が図れたことから施設解体費用45億円が、又、甚大な災害が発生しなかったことから災害復旧費用4億円が各々不要になったこと、売却手数料6億円が翌年度に繰り延べとなったことが主な要因である。</p> <p>また、経費の執行にあたっては、一般競争入札、企画競争など、業務の特性に応じた方法により業務経費の効率的な執行に努めた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="2000 1003 2801 1184"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>予算</th> <th>実績</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">業務経費</td> <td>7,893</td> <td>1,600</td> <td>△6,294</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人件費</td> <td>307</td> <td>278</td> <td>△29</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不動産等売却事業費</td> <td>1,434</td> <td>705</td> <td>△730</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不動産等管理事業費</td> <td>5,942</td> <td>440</td> <td>△5,502</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他業務経費</td> <td>210</td> <td>177</td> <td>△33</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 19年度から本格的に売却を行った健管センターや20年度から売却を行う大型会館等、売却業務の業務量が増加、複雑化する中、業務の効率化を図りつつ、必要最小限の増員に抑制し、機構業務を円滑に推進した。</p> <p>職員の給与については、一般職俸給表の細分化に引き続き、譲渡専門職俸級表の細分化、諸手当額の見直し等、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。</p>			一般管理費 (人件費除く)	対17年度	対18年度	17年度 (6ヶ月間)	①決算額	86,075	—	—	②初年度限りの経費	65,210	—	—	③継続する経費 (①-②)	20,865	—	—	④年換算 (③×2)	41,730	—	—	18年度決算額		37,583	△10%	—	19年度決算額		32,616	△22%	△13%			予算	実績	差異	業務経費		7,893	1,600	△6,294		人件費	307	278	△29		不動産等売却事業費	1,434	705	△730		不動産等管理事業費	5,942	440	△5,502		その他業務経費	210	177	△33
		一般管理費 (人件費除く)	対17年度	対18年度																																																													
17年度 (6ヶ月間)	①決算額	86,075	—	—																																																													
	②初年度限りの経費	65,210	—	—																																																													
	③継続する経費 (①-②)	20,865	—	—																																																													
	④年換算 (③×2)	41,730	—	—																																																													
18年度決算額		37,583	△10%	—																																																													
19年度決算額		32,616	△22%	△13%																																																													
		予算	実績	差異																																																													
業務経費		7,893	1,600	△6,294																																																													
	人件費	307	278	△29																																																													
	不動産等売却事業費	1,434	705	△730																																																													
	不動産等管理事業費	5,942	440	△5,502																																																													
	その他業務経費	210	177	△33																																																													

評価の視点	自己評価	S	評 定	S										
		<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は平成17年度の比較で22%、18年度との比較で13%節減した。 業務経費については事業譲渡を原則とすることにより6,294百万円の節減を図ることができた。 												
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。 		平成17年度との比較で22%、前年度との比較で13%節減した。（業務実績3（1）参照）		<p><委員会としての評定理由></p> <p>一般管理費は前年、前々年に比して節減できており、業務経費についても事業継続を前提とした売却を図っているため、施設の解体費等を使用しなかったことが経費の大幅な削減につながっている。全体としては、中期計画を大きく上回ったと言える。</p>										
<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 施設譲渡業務を適正かつ迅速に進めることにより平成21年度末までに4%以上の人員の削減を行う <p>(参考) 売却実績 (落札ベース) 出資302施設 (A)</p> <table border="1" data-bbox="1074 562 1516 726"> <tr> <td>平成17年度(10月～)</td> <td>4施設</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>62施設</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>98施設</td> </tr> <tr> <td>累 計 (B)</td> <td>164施設</td> </tr> <tr> <td>(B) / (A)</td> <td>54.3%</td> </tr> </table>	平成17年度(10月～)	4施設	平成18年度	62施設	平成19年度	98施設	累 計 (B)	164施設	(B) / (A)	54.3%		<p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業継続を前提とし売却を図っているため、事業費の大幅な節減が図れている。一方、国家公務員の給与体系で職員のインセンティブが維持できるのかどうか疑問が残る。 事業を継続させるという方針の下で売却を進めるほうが売却価格を引き上げられるとの自らのご判断の上で、解体費等、事業を停止させることを前提とした場合の諸予算を節約することが可能となり、大幅な経費削減を可能にした。
平成17年度(10月～)	4施設													
平成18年度	62施設													
平成19年度	98施設													
累 計 (B)	164施設													
(B) / (A)	54.3%													
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。 		実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く。）については、必要最小限の経費の執行に努め、更に、少額の契約（消耗品等）であっても複数社による見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較で22%節減した。（対前年度比13%減）（業務実績3（1）参照） 		<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は前年、前々年に比して、節減できており、施設を解体せずに事業譲渡をしたことにより解体費が使われていないことが事業経費の削減につながっているが、これは当初予算が過大であった面もある。ただし、機構の努力がその背景にあることは間違いなく、評価に値するものと考えられる。 予算費79%減はS評価に値する。減少の主要因である解体費の減少が販売に注力した結果であるという点を評価する。 										
<ul style="list-style-type: none"> 業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。 		実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 業務経費については、マーケティングに注力した結果施設としての売却が図れ解体費が不要となったことなどから予算7,893百万円に対し実績1,600百万円と6,294百万円の節減となった。 		<p><その他意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画どおりに行っており評価できる。 										
<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。 		実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 19年度から本格的に売却を行った健管センターや20年度から売却を行う大型会館等、売却業務の業務量が増加、複雑化する中、業務の効率化を図りつつ、必要最小限の増員に抑制し、機構業務を円滑に推進した。 		<ul style="list-style-type: none"> 具体的数値により、経費の節減が確認された。 										
<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。 		実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 職員の給与については、一般職俸給表の細分化に引き続き、譲渡専門職俸級表の細分化、諸手当額の見直し等、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。 												

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。 2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行う。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 各施設の経営状況については決算の都度情報の更新を行い開示するとともに、各地方公共団体の意向調査、施設に対する支援策取りつけによる付加価値の拡大に努力した。 1 各施設の経営状況等の把握 ・これまでに実施した総合アドバイザー等による事業調査、不動産調査の結果を計画管理データベースに集約し、各施設の経営状況、今後の経営改善見込、建物・設備の老朽度等の状況を把握を行い、これらの情報を買受希望者に提供してマーケティング活動を行うとともに平成20年度施設譲渡計画策定に活用した。 ・施設関連情報の充実を図るため、建物耐震診断・土壌汚染について情報提供の必要のある施設について調査を行い、譲渡にあたっては調査結果を開示している。 2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 ・地方公共団体の買受意向については機構設立当初すべての地方公共団体に対し確認を行っている。 その後のマーケティング活動のなかで、譲渡価格の引き上げ、雇用の確保、地方公共団体の存続要望等の公共性への対応の観点から地方公共団体による支援策等の取りつけが極めて重要なポイントであると判断するに至った。 ・その観点から全ての地方公共団体に対して面談のうえ各施設に対する地方公共団体としての意向を確認するとともに支援策を要請している。これは原則として各地方公共団体のトップに対して要請を行ってきた。これまでに正式に支援を表明した地方公共団体のうち、その支援内容は固定資産税減免（一部を含む）が12団体、補助金交付が8団体、その他敷地利用料減免や無利息貸付等となっている。 ・これらの施設に関しては、入札公告時に地方公共団体の支援策を公表している。19年度においては11施設が対象となり概ね地方公共団体の意向に沿った用途となっている。

評価の視点	自己評価	S	評定	S
	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡価格引上げのために事業キャッシュフローの改善可能性を開示するとともに、各地方公共団体の支援取りつけによる付加価値の拡大に努力した。 支援策を検討中あるいは実施の意向を表明した地方公共団体は約60団体に上っており、相乗的な効果が得られている。 		<p><委員会としての評定理由> 当機構の業務を行う上で極めて重要なマーケットの開発活動に注力し、ニーズの発掘に努めた。 また、地方自治体への説明活動を通じ、固定資産税の負担を削減する等の支援策を講じていただけよう、積極的に働きかけ、大きな成果を挙げている点は、大きく評価でき、中期目標を大きく上回ったと言える。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 全施設について事業調査、不動産調査を実施し、事業としての今後の可能性及び不動産としての対応方針を示した極めて有効なマーケティング資料が整備され、買受希望者からも充実した資料の提供がなされていると評価されている。また、これらの資料は平成20年度譲渡施設の選定にも十分活用した。 耐震診断／土壌汚染調査の必要な施設について調査を行い、施設関連情報の充実を図った。 		<p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体への説明活動は円滑な売却と、その効果を高めるために必須であるが、積極的な活動が図れている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡価格の引上げ、雇用の確保等の観点から地方公共団体からの支援策等の取りつけが重要なポイントであると判断し、全ての地方公共団体に対して面談のうえ意向を確認するとともに支援策を要請している。これまで固定資産税の減免等を検討中あるいは支援策実施の意向を表明した地方公共団体は約60団体に上り、今年度においては11施設が対象となった。 		<ul style="list-style-type: none"> この種の活動を行う上で極めて重要なマーケット開発活動に注力してニーズの発掘に努めた他、地方公共団体への説明を通じ、支援策の確保等に尽力した点は、当機構の活動を考えていく上で大きく評価できる点である。 自治体との関係は大きい労力を要し大きい成果を挙げている。 売却が民間になることによって発生する固定資産税等の負担を削減するための措置をとることで、売却を円滑に進められるとのご判断で、自治体への働き 	

かけが行われている。様々な工夫がされている。

<その他意見>

・前年度から継続して業務が適切に実施されている。

・各施設の経営状況の把握及び地方公共団体への説明に関して、積極的に対応していると判断する。

当項目は評定が A か B か難しいが、販売実績が良好なところから、判断して計画より上と判断した。

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																																															
<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。</p> <p>また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>(2) 契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。</p> <p>③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 本年度における譲渡施設は、別表に定めるものとする。</p> <p>② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p> <p>1. 19年度の実績は、譲渡計画100施設/305億円に対し、入札実施ベースで98施設/459億円、計画比△2施設/+154億円であった。これは機構売却原価に対しては+219億円(1.9倍)、出資価格に対しては+41億円(1.1倍)である。</p> <p>2. 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行っている。その結果、事業が継続された施設が約8割、雇用が継続された施設も約7割となっており所期の成果を得ているものと考えている。</p> <p>3. 19年度をもって出資時に赤字であった施設の譲渡は概ね完了した。今後は都市部の大型施設及び黒字(償却税負担前)施設の譲渡が中心となるため、全件譲渡の目処がついたと言える。発足以来の売却額は809億円と出資額対比143億円であり、一層の増加を図る方針である。</p> <p>4. なお、譲渡にあたっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。又、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っておりそのような事例はない。</p> <p>5. 譲渡にあたって地方公共団体に収用意向のある施設については、適正な価格での譲渡が望めること、また収用後の用途によっては雇用確保も見込めることから最も良い出口の一つとして譲渡方法に追加した。また、2つの用途地域にまたがっている施設について敷地を分割しそれぞれの用途に適した買受先への売却や、施設での事業継続はなされなくてもカルチャー事業など別途受け皿となる事業者にて事業を継続したケースなど多様な譲渡方法を通じて施設譲渡を促進している。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>平成17年度から平成20年度までの年度別譲渡施設数の計画と実績</p> <table border="1" data-bbox="2021 1108 2481 1203"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> </tr> <tr> <td>計 画</td> <td>—</td> <td>72</td> <td>100</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>4</td> <td>62</td> <td>98</td> <td></td> </tr> </table> <p>① 平成19年度の譲渡実績は下表のとおり。(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1976 1262 2834 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡施設数</th> <th>譲渡物件数</th> <th>売却額</th> <th>売却原価対比額</th> <th>売却原価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画</td> <td>100</td> <td>116</td> <td>30,531</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>98</td> <td>101</td> <td>45,977</td> <td>+21,901</td> <td>191%</td> <td>+4,128</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td>計画比</td> <td>△2</td> <td>△15</td> <td>+15,446</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>19年度においては、特に20年4月から始まる「特定健康検査・特定保健指導」を見据え機能維持条件を付した健康管理センターの譲渡を本格化し、医療機関・健診機関を始めとした買受候補先に精力的にマーケティングを行い入札を行った。その結果、売却額は売却原価比283%、出資価格比187%となった。</p> <p>全出資施設302のうち、機構発足直前の16年度において単純キャッシュフローが赤字の施設（営業を継続すると、各特別会計の収支を悪化させるおそれのある施設）が86施設あったが、内66施設の譲渡を完了した（進捗率：77%）。残り20施設については、自治体の支援策が期待されるもの及び譲渡に際し不動産関係の支障の解決を要するものであり、譲渡可能な施設については19年度をもって完了した</p> <p>なお、機構発足以来の譲渡実績は下表のとおり (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1976 1808 2834 1913"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡施設数</th> <th>譲渡物件数</th> <th>売却額</th> <th>売却原価対比額</th> <th>売却原価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実 績</td> <td>164</td> <td>191</td> <td>80,934</td> <td>+39,144</td> <td>194%</td> <td>+14,283</td> <td>121%</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	計 画	—	72	100	90	実 績	4	62	98			譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比	計 画	100	116	30,531					実 績	98	101	45,977	+21,901	191%	+4,128	110%	計画比	△2	△15	+15,446						譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比	実 績	164	191	80,934	+39,144	194%	+14,283	121%
	17年度	18年度	19年度	20年度																																																														
計 画	—	72	100	90																																																														
実 績	4	62	98																																																															
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比																																																											
計 画	100	116	30,531																																																															
実 績	98	101	45,977	+21,901	191%	+4,128	110%																																																											
計画比	△2	△15	+15,446																																																															
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比																																																											
実 績	164	191	80,934	+39,144	194%	+14,283	121%																																																											

・事業継続状況は以下のとおり。

譲渡時に事業を行っていた施設	施設数	
	施設数	比
継続	62	70%
非継続＝一部受皿有	15	17%
非継続	12	13%
廃止済	9	

・雇用継続状況は以下のとおり。

譲渡時に従業員がいた施設	施設数	
	施設数	比
雇用交渉が完了した施設	63	100%
継続	39	62%
一部採用	6	10%
非継続	18	29%
雇用交渉中	26	
廃止済	9	

② 個別に委託先公益法人と発表時期・営業停止時期等を協議のうえ、売却スケジュールを策定し、事業継続の施設については、落札後も他の施設以上に円滑な営業の継続、事業主体の移行を図るべく、早期の落札者名の公表、引継スケジュールの前倒しを依頼する等、調整に留意した。

(2) 契約方法

- ① 平成19年度売却物件は、土地収用法第3条に定める事業として鯖江市の収用に応じた神明苑を除き、一般競争入札にて対応した。
- ② 平成19年度売却の借地上の建物については、土地所有者の購入希望は無く、全て一般競争入札により対応した。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 9 年 度 計 画	平成19年度の業務の実績
<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>(3) 譲渡条件 19年度より機能維持条件付の施設の譲渡を本格化している。 ・機能維持条件として健康管理センターについては、引渡し後5年間現行の健康診査事業を実施することを条件とし、老人ホームについては現行機能の5年間維持に加え現在の入居条件を1年間維持する条件を付加した。 ・19年度には、健康管理センター22施設のうち10施設、老人ホーム(総合老人ホームを除く)14施設のうち8施設の譲渡を行った。現在、その引継ぎが円滑に行われるよう買受人との調整に努めている。 ・「サンピアさぬき」につき、スケートリンクを5年間維持することを条件として一般競争入札を実施し、施設を譲渡した。 ＜添付資料 3＞</p> <p>(4) 譲渡価格 ・19年度から最低売却価格の全件開示に踏み切った。これは、地方施設等価格設定が困難と思われるものに対し、入札参加者に価格の目安を示すと同時に機構としての意思を入札価格に反映させることを意図して行ったものである。 ・最低売却価格については、不動産鑑定評価の手法に基づき機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映させて決定している。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 伊予市（愛媛県）が落札した愛媛休暇センターⅠの譲渡代金支払いについては、平成20年3月と平成20年4月の分割払いにて対応。それ以外は全て引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認したうえで施設引渡しを行った。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 ・前掲（3）譲渡条件参照</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 ・買受先の確保の段階において、事業継続を前提として買受を検討している者に対しては委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼した。また落札者が事業継続を予定している場合には、原則契約時から折衝を開始し、従業員の再雇用に向けた面接の機会等を設定することに注力し、施設再開に時間を要する場合を除き概ね実現した。具体的には、譲渡時点で従業員がいた施設のうち、雇用に関する買受者との協議が終わった施設のうち一部採用も含め72%について雇用が継続された（既述のとおり63施設中45施設で雇用継続）。</p> <p>・平成19年度においても引き続き、施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局へ情報提供を行った。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 ・現在の施設機能の存続を希望する地方公共団体に対し、事業継続となった場合の固定資産税の減免や補助金等の交付を要請し、支援策を検討中あるいは実施の意向の表明があった地方公共団体はこれまでに約60団体に上った。（前掲第2 2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明を参照） ・施設敷地が地方公共団体からの借地の場合、事業を継続する施設買受者が引き続き借地が受けられるよう条件の確認や優遇策の引き出し等の折衝を行った。 ・地方公共団体の支援策や借地の条件等については、買受者を募る際に物件概要書にその内容を記し適切に情報提供を行った。</p>

評価の視点	自己評価	S		評 定	S	
<p>・年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・平成19年度は、売却額は計画値を154億円上回り、売却原価対比では+219億円、191%、出資価格対比では+41億円、110%の実績となった。なお、発足以来の実績は売却額809億円で、売却原価対比+391億円、194%、出資価格対比+143億円、121%となっている。出資時に赤字であった施設の譲渡は、自治体の支援策が期待されるもの及び不動産関係の支障の解決を要するものを除き完了した。また、高値での売却のポイントと考える事業継続については、施設譲渡時に事業を行っていた89施設のうち62施設について継続された。</p> <p>譲渡施設数については未達となったが、これは不落となったものが4施設あったことに起因するもの。</p>			<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>当機構に課せられた使命である高い価格での譲渡に関して、売却価格計画比154億円、原価比219億円のプラスと大幅なプラスを出しているだけでなく、事業継続及び雇用継続についても高い継続率となっており、中期目標を大幅に上回った期待以上の大きな成果をあげている。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <p>・売却額を高めること(実績もあげている)、事業継続による雇用の確保、赤字施設の譲渡の実質的完了、譲渡条件付施設の本格化等、大きな成果をあげている。</p> <p>・最低売却価格等を開示することで、異常な低価格での入札を排除するなどの対応が行われている。</p> <p>事業継続、雇用継続は一部継続も含めて7、8割程度ではありますが、様々な状況の下で期待以上に事業、雇用が継続されていると考えます。</p>		<p>・様々な事業方式を活用し、公共的及び雇用の維持に配慮しつつ大きい成果をあげている、独立行政法人化した成果が顕著に現れていると評価される。</p> <p>・価格だけでなく、雇用・公共性等を配慮し、施設の利用状況に応じた処理を適切に実施したと判断される。</p>
<p>・年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・19年度においては、収用の受入れ、敷地を分割しての売却、受け皿先での事業継続など多様な譲渡方法を通じて施設譲渡の促進を図った。</p> <p>・平成19年9月からは、原則として全件最低売却価格を開示する入札方式とし、落札率は18年度92.1%から19年度94.2%へ上昇した</p>					<p>・より高価格での譲渡を雇用と公共性への配慮を最大限考慮しつつ、実施できており、計画比154億円、原価比で219億円のプラスは、年金財政への貢献大として大いに評価できる。</p> <p>又、サンビアさぬきのアイススケートリンクの継続の成功は地域スポーツ振興にも大いに貢献できたものと思われる。</p>
<p>・年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）</p>	<p>実績：○</p> <p>・（施設譲渡収入と予算の比較は後掲）</p>					<p>・計画を大幅に上回る譲渡実績及びその譲渡方法などについても大幅な成果を出していると判断する。</p>
<p>・各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・平成20年度譲渡施設の選定については、経営状況、今後の経営見通し、老朽度合い、物件の市場性、自治体の支援策検討状況等を総合的に勘案し、平成21年度以降とせざるを得ない施設を除き譲渡手続きに着手することとし90施設を選定している。</p>					
<p>・譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。広告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・譲渡施設については、入札日、営業停止日、引渡し日等のスケジュールを委託先公益法人と調整のうえ策定し、官報公告から入札日まで十分な告知期間があるように極力早期の公告を行った（17年度57日、18年度77日、19年度82日）。施設の営業停止から引き渡しまで相応の時間を確保し清算業務に支障を来たすことのないよう配慮を行うとともに、落札者決定から引き渡しまでの間に雇用に係る面談が行えるよう配慮した。</p>					
<p>・施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・平成19年度の施設の譲渡においては、地元地方公共団体に収用の意向がある施設については適正な価格での譲渡ならびに雇用の確保も見込めることから最も良い出口の一つとして譲渡方法に追加した。その他はすべて一般競争入札により適切に行った。</p>					
<p>・入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・不落・不成立となった施設については、木目細かなマーケティング及び地方紙への新聞広告の実施により物件の認知度を高めるなど広く買い受け需要を開拓し、再度入札を行った結果9件が落札となった。</p>					
<p>・一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・平成19年度においては、一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設のうち健康管理センター10施設、老人ホーム8施設、及びサンビアさぬきについてそれぞれ譲渡条件を付して入札を行った。又、平成18年度に機能維持条件を付して譲渡した健康管理センターについては実査を行い条件が遵守されていることを確認した。</p>					
<p>・譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の目的、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・入札を実施した施設については、譲渡条件を理解した入札参加者により落札され円滑な事業継続が図られており、譲渡条件及びその判断基準は妥当なものであったと判断している。</p>					

<p>・施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から最低売却価格の全件開示に踏み切った。 ・最低売却価格については不動産鑑定評価の手法に基づき機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映させて設定している。
<p>・施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に引渡し済み物件については、分割払いを認めている自治体を除き全て引き渡し日迄の決済金振込により対価を受領した。
<p>・施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割払いを認めている自治体を除き、施設譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。
<p>・老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能維持期間を5年とし、現在の入居条件を1年間維持することを条件として譲渡を行った。
<p>・施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買受先の確保の段階において、事業継続を行うことを表明している買受検討者に対しては事前に委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼した。また落札者が事業継続を予定している場合には、原則契約時から折衝を開始し、従業員の再雇用に向けた面接の機会等を設定することに注力し、施設再開に時間を要する場合を除き雇用の確保が概ね実現した。
<p>・施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等へ情報提供を行った。
<p>・上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組により、譲渡時に従業員がいた施設で雇用交渉が完了した63施設のうち一部採用も含め45施設（72%）で雇用が継続された。
<p>・施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行った。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の譲渡にあたってはすべての地方公共団体に対し、意向確認を行うとともに支援策等を要請し、固定資産税減免等を検討中あるいは支援策実施の意向表明があった地方公共団体はこれまでに約60団体に上っている。
<p>・また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の結果については、物件概要書に地方公共団体の支援等に係る情報を開示することにより買受希望者に情報提供を行った。

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。</p> <p>（2）施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。</p> <p>（2）施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。</p> <p>（2）施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>従来、公共施設の譲渡に於いては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施している。</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 ・各施設より毎年度の実績報告を徴求し、それに基づき民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定している。それにより、事業価値の向上に向けた自助努力を促すとともにフォローを行っている。 ・不動産としての価値向上並びに譲渡環境整備のため不動産関係の支障の解消を行っている。（前掲 「2 業務管理の充実」の項参照）</p> <p>（2）施設の管理</p> <p>①施設機能の維持管理のための整備については、委託契約において、委託契約先の負担において実施している。 承認件数：33件、金額：1.4億円 ②施設の管理については、基本的に緊急災害等による被害、利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの及び法令等に抵触するおそれがあるもの並びに運営を停止した施設に係るものの整備について機構の負担によって行っている。 整備件数：94件、金額：1.0億円 ③国から出資を受けた物品については、廃棄や管理換の移動につき、当機構の承認を経る取扱いとし、毎年度末に施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数：827件 管理換件数：4件</p> <p>（3）運営の停止等 ・経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成19年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。 ・なお、入札が不調に終わり事業が停止された施設については次回の入札までの間、施設の事業価値・資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として、一般競争入札にて選定した民間事業者との間で管理委託を実施した。 管理委託施設：「国民年金健康センターもりおか」 「鹿児島厚生年金健康福祉センターサンピアあいら」</p>

評価の視点	自己評価	A		評 定	A	
<p>・年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。</p>	<p>・従来、公共施設の譲渡に於いては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施した。</p>					<p><委員会としての評定理由> 年金福祉施設の運営及び資産価値の保全に関して、効率的かつ効果的な運営がなされており、売却業務を円滑に進めるための諸対策が適切に実施されていることから、中期計画を上回ったと言える。</p>
<p>・施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。</p>	<p>実績：○ ・各施設から徴求した年度実績の報告を基に民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待CFを策定し、事業価値向上に向け施設に自助努力を促すとともにフォローを行っている。 ・必要に応じ施設の支障を解消し資産価値の向上に努めた（実績4（1）参照）</p>					<p><各委員の評定理由> ・適切な施設運営がなされている。 ・年金福祉施設の運営及び資産価値の保全に関して、効率的な経営ならびに効果的な運営が出来ており、実情にあわせた対策がきちんととられているものと判断される。 ・計画通りよくやっている。Sに近いA。 ・売却業務を円滑に進めるための諸対策を実施している。</p>
<p>・経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。 ・運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。</p>	<p>実績：○ ・業務の実績に記載のとおり、緊急対応を行うとともに自主整備を適切に行わせた。</p>		<p>実績：○ ・経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成19年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。 なお、入札が不調に終わり事業が停止された施設については次回の入札までの間、施設の事業価値 ・資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として、一般競争入札にて選定した民間事業者との間で管理委託を実施した。</p>			<p>・「国民に対するサービスの提供・・・」の評価同様 A か B か迷うがこれも販売結果を出していることから判断して、この評価とする。 <その他の意見> ・概ね計画の範囲内にとどまった結果であり、特筆すべき評価点は認められない。</p>

評価シート（7）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。</p>	<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p>	<p>5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。</p>	<p>5 買受需要の把握及び開拓 買受人の発掘を自ら行うことが当機構の特色であり、引き続きその方針を忠実に実施している。 その結果、不落件数は全入札件数 103 件のうち 6 件であり、高い落札率（94.2%）となっている。</p> <p>(1) 機構における譲渡に至るまでに、買受希望者のマーケティング、購入用途別の入札金額の把握、各地方公共団体への支援策の依頼、雇用継続見込みの把握、の4つを行っている。これらに関し一定の目処がついた時点で売却業務委託業者を選定し入札公告を行っている。入札公告後は委託業者とともに幅広いマーケティングを実施している。落札者決定後は、事業及び雇用の継続状況の確認ならびに利用状況の把握を行っている。</p> <p>(2) 情報収集方法としては、銀行、地元有力企業、地方公共団体、売却業務委託先情報等を幅広く活用している。</p> <p>(3) その結果、落札率は94.2%と高い水準を維持した（18年度は92.1%）。平均入札参加者は18年度の4.1件から3.0件へ下落したが、最低売却価格を全件開示したことにより異常な低価格での応札者が排除されたこと、及び不動産市況の急速な悪化によりデベロッパーのほぼ全滅する状況の中、事業継続を中心に有効な入札者を確保した結果である。</p> <p>(4) なお、入札の結果不落・不成立となった物件については、新聞広告を実施し広く買受者の開拓を行っている。</p>

評価の視点	自己評価	A	評定	A	
<p>・譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。</p> <p>・買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。</p>	<p>・最適用途を中心とした買受需要の掘り起こしに努め、高い落札率を維持している。</p> <p>実績：○</p> <p>・引続き最適用途を中心とした買受需要の掘り起こしに努めた結果、落札率は平成18年度92.1%から平成19年度94.2%へ向上した。</p> <p>実績：○</p> <p>・戦略マーケティング部においてファンド等を中心に複数施設の一括譲渡に係るニーズについて情報収集を行った。</p>		<p><委員会としての評定理由> 不動産状況が悪化している中で、適切な需要開拓を行った結果、落札率94.2%という高い落札率を維持できたことは、中期計画を上回ったと言える。</p> <p><各委員の評定理由></p> <p>・適切な需要開拓がなされている。</p> <p>・不動産状況が悪化している中で、買受需要の開拓のために様々な対応が行われている。</p> <p>・買受需要の開拓を自らやっており、かつ顕著な成果をあげている。</p> <p>・高い落札率が維持された。</p> <p>・落札率は94.2%であり、相応の水準を維持出来ている。</p> <p>・90%を超える落札率は19年度後半の不動産の動きから判断してAに値すると考える。</p>		

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																			
<p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成19年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供</p> <p>機構としては、原則として透明性確保の観点から情報をすべて開示することとしている。非公表としているのは、価格に関する内部情報及び入札者に関する情報である。19年度より最低売却価格を全件開示し、落札者名について所有権移転登記後は開示することとした。</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 ・ホームページに、以下の情報につき継続的に情報提供を行った。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成19年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め</p> <p>・平成19年4月に「平成18年度実績及び平成19年度計画の概要等について」のプレスリリースならびに厚生労働記者クラブ等で記者レクを行うとともに、内容をホームページに掲載した。</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ①計画において求められている基礎情報についての提供体制は構築したことから、利用者の利便性向上のため、より一覧性を高めるべくホームページの構成見直しの検討を行った（20年6月更新済み）。 ②入札に係る公告は官報に掲載するとともにホームページにも入札情報を掲載するほか、地方紙連合会への情報提供等も実施し、より周知を図ることとしている。不落・不成立物件については、状況に応じ新聞広告も実施した。 ③入札結果に係る情報の公開については、従来より機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものはホームページに掲載してきたが、平成19年12月以降に入札公告を実施した分、所有権移転登記完了後に買受者名を全件開示することとした。</p> <p>(3) 施設に係る収支状況、利用状況等については年次データ更新のうえ引き続きホームページにて情報公開を実施している。</p> <p>機構ホームページへのアクセス状況は下記のとおりであり、適切な情報開示ができています。</p> <table border="1" data-bbox="2000 1371 2819 1530"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>月数</th> <th>訪問者</th> <th>ページ</th> <th>ヒット数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18/上</td> <td>18/6/1</td> <td>18/9/30</td> <td>4</td> <td>21,634</td> <td>230,401</td> <td>901,228</td> </tr> <tr> <td>18/下</td> <td>18/10/1</td> <td>19/3/31</td> <td>6</td> <td>28,842</td> <td>298,657</td> <td>1,215,911</td> </tr> <tr> <td>19/上</td> <td>19/4/1</td> <td>20/9/30</td> <td>6</td> <td>38,960</td> <td>377,283</td> <td>1,482,301</td> </tr> <tr> <td>19/下</td> <td>20/10/1</td> <td>21/3/31</td> <td>6</td> <td>37,065</td> <td>384,660</td> <td>1,500,645</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全ての計数は、月平均 訪問者：訪問者数（同一ユーザーが30分以内に再訪問しても、同一カウント） ページ：閲覧ページ数 ヒット数：一つのページに複数のファイルが含まれているとき、（例えば画像やjavascript等）、それらをそれぞれ別カウント</p>	期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数	18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228	18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911	19/上	19/4/1	20/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301	19/下	20/10/1	21/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645
期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数																																
18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228																																
18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911																																
19/上	19/4/1	20/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301																																
19/下	20/10/1	21/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645																																

評価の視点	自己評価	A	評 定	A
<p>機構の運営状況等に関する概ね次の情報をホームページ等に掲載し、積極的かつ適切な情報提供を行ったか。</p> <p>① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p>	<p>・19年度より最低売却価格を全件開示し、落札者名について所有権移転登記後は開示することとするなど情報開示に努めている。</p>	<p>実績：○</p> <p>・機構の運営状況等に関する情報については、適宜ホームページに掲載し、積極的かつ適切な提供に努めた。</p> <p>・また、業務実績についてプレスリリースを行うとともに、内容をホームページ上に掲示し情報の提供を行った。</p>	<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>透明性確保の観点から必要な項目について、ホームページ等を通じて広く情報提供がされている。また、プレスリリース等により適切な情報提供が行われているなど、中期目標を上回ったと言える。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <p>・適切な情報開示がなされている。</p> <p>・透明性確保の観点から必要な項目について HP 等を通じ広く情報提供ができている。</p> <p>・ホームページの運営、プレスリリース等により適切な情報確保が行われた。</p> <p>・極めて適切に行っている。</p>	<p>・適切に情報提供が行われている。</p> <p>・計画に従って適切に実施されていると判断する。</p>
<p>譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。</p> <p>① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報</p>	<p>実績：○</p> <p>・利用者の利便性向上のためホームページの改定を進めた。</p> <p>・入札に係る情報を官報、ホームページに掲出するほか、地方紙連合会への情報提供や新聞広告を実施した。</p> <p>・19年度より最低売却価格を全件開示し、落札者名について所有権移転登記後は開示することとするなど情報開示を進めた。</p>	<p>実績：○</p> <p>・利用者の利便性向上のためホームページの改定を進めた。</p> <p>・入札に係る情報を官報、ホームページに掲出するほか、地方紙連合会への情報提供や新聞広告を実施した。</p> <p>・19年度より最低売却価格を全件開示し、落札者名について所有権移転登記後は開示することとするなど情報開示を進めた。</p>	<p>・適切に情報提供が行われている。</p> <p>・計画に従って適切に実施されていると判断する。</p>	<p>・適切に情報提供が行われている。</p> <p>・計画に従って適切に実施されていると判断する。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 平成19年度の予算、収支計画及び資金計画に対する予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 平成19年度は短期借入を行っていない</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 平成19年度における剰余金（収入－支出）の使途は、来年度の運営経費及び国庫納付金である。</p>

評価の視点	自己評価	S	評 定	S
	<ul style="list-style-type: none"> 施設譲渡により生じた収入が、予算 305 億円に対して実績 373 億円で予算対比+67 億円と大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は 182 億円と予算を 254 億円上回った。 			
<ul style="list-style-type: none"> 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。 	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 中期計画の予算策定については経費節減を見込んで策定済み。 収支計画における収益の部は予算比+79億円の385億円、費用の部は予算比△175億円の203億円となった。 その結果、総利益は182億円となり、予算比+254億円となった。		<委員会としての評定理由> 収入が予算を大幅に上回り、また支出を大幅に抑制した結果、当期総利益が予算を大幅に上回った点は大いに評価でき、中期目標を大幅に上回ったと言える。	<各委員の評定理由> <ul style="list-style-type: none"> 収入が予算を大幅に上回り、また支出が大幅に抑制され、大きな成果をあげている。
<ul style="list-style-type: none"> 年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。 	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 施設譲渡により生じた収入は、予算305億円に対して実績373億円で予算対比+67億円、売却原価対比+184億円、出資価格対比+59億円と大幅に上回った。 これが、上記の収益の部の実績が予算を上回った主たる要因である。		<ul style="list-style-type: none"> 適切な財務管理および譲渡作業の下で多額の利益を発生させている。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画を大幅に上回る実績をあげている。 施設譲渡の成果が十分あがっており、目標を大幅に上回ったものと認める。
<ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異の主な発生理由は、決算報告書記載のとおり把握しており、特段問題はない 		<その他の意見> <ul style="list-style-type: none"> 概ね計画通りの成果であると判断される。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益の予算比増額は大幅である。よって借入金および国庫納付金も適切である。評価はSとする。
<ul style="list-style-type: none"> 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。 借入金の償還は、適切に行ったか。 	実績：－ <ul style="list-style-type: none"> 19年度においては短期借入金は生じていない。 			
<ul style="list-style-type: none"> 剰余金の使途は適切に処理されたか。 	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 剰余金の使途については、翌年度の機構の運営経費として留保するとともに、法令に基づき所定の額を国庫納付金として納付することとして適切に処理された。 			

評価シート（10）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績		
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>譲渡専門職の処遇に成果主義を徹底。</p> <p>1. 人事に関する計画 (1) 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。</p> <p>(2) 19年度から本格的に売却を行った健管センターや20年度から売却を行う大型会館等、売却業務の業務量が増加、複雑化する中、業務の効率化を図りつつ、必要最小限の増員に抑制し、機構業務を円滑に推進した。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>		
<p>評価の視点</p>	<p>自己評価</p>	<p>A</p>	<p>評 定</p>	<p>A</p>	
<p>・勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。</p> <p>・常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。</p>	<p>・譲渡専門職員の処遇に成果主義を徹底している。</p> <p>実績：○ ・職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、国家公務員に準じた実績評価と能力評価を行った。</p> <p>実績：○ ・19年度から本格的に売却を行った健管センター、20年度から売却を行う大型会館等、売却業務がより高度化複雑化し、業務量が増加する中、業務の効率化を図りつつ、必要最小限の増員に抑制し、機構業務を円滑に行った。</p>		<p><委員会としての評定理由> 実績にもとづく成果主義の評価等、適切な人事政策が行われており、中期目標を上回ったと言える。</p> <p><各委員の評定理由> ・適切な人事政策が行われている。 ・実績にもとづく成果主義の評価がきちんと行われている。 ・適切に行っている。 ・適切な対応が行われている。 ・成果をだせる人事になっている。AかBかの評価は前記の理由による。</p>		

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績										
<p>2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付すること。</p>	<p>3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 国庫納付金については、決算時に額の確定を行い、来年度において、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 平成18年度に係る国庫納付金については、予算203億円に対し229億円の納付とし、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成19年9月20日納付）</p> <p>平成19年度に係る国庫納付金については、20年度収入（5月末まで）の状況を加味し、次のとおり国庫納付額を確定し(20年度予算比58億円(17%)増)、決算終了後できるだけ速やかに納付することとしている。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>勘定</th> <th>国庫納付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生年金勘定</td> <td style="text-align: right;">24,145</td> </tr> <tr> <td>国民年金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,701</td> </tr> <tr> <td>健康保険勘定</td> <td style="text-align: right;">10,473</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">40,319</td> </tr> </tbody> </table>	勘定	国庫納付金額	厚生年金勘定	24,145	国民年金勘定	5,701	健康保険勘定	10,473	合計	40,319
勘定	国庫納付金額												
厚生年金勘定	24,145												
国民年金勘定	5,701												
健康保険勘定	10,473												
合計	40,319												

評価の視点	自己評価	A	評定	A
	<p>・国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算終了後できるだけ速やかに納付することができたか。</p>	<p>・国庫納付金については、予算対比+26億円の229億円の納付を確定し、決算終了後速やかに納付した。</p>		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に係る国庫納付金については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成19年9月20日納付） 平成19年度に係る国庫納付金については、法令に基づき適切に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付することとしている。なお、国庫納付金の算定にあたっては20年度収入（5月末まで）の状況を加味し、20年度予算比58億円（17%）の増とした。

評価シート（12）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。</p>	<p>(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。</p>	<p>4 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。</p>	<p>4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項</p> <p>当委員会には当機構において提起された諸問題を都度諮問しており、活発な議論が行われている。</p> <p>譲渡業務諮問委員会を設置し、売却結果を評価するため四半期に1回の開催を原則とし、譲渡方針等を諮問している。19年度は、19年6・10・12月、20年3月の計4回開催した。委員会においては下記事項等について諮問し、活発な議論が行われた。諮問委員会の概要については、都度ホームページにて開示している。</p> <p>(主な諮問事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設売却業務の委託のあり方 最低売却価格の開示のあり方 老人ホームの譲渡条件 入札結果の公開基準 不動産動向と当機構の運営方針 等

評価の視点	自己評価	A	評定	A
	<p>・各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。</p>	<p>・外部有識者を委員とした諮問委員会では活発な議論が行われ、その意見は適宜機構の業務に反映しており、同機関は有効に機能している。</p>		<p>実績：○</p> <p>・平成18年度に引続き学識経験者等の三名の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、19年6・10・12月、20年3月の計4回開催した。</p>
<p>・外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・諮問委員会には、施設売却業務の委託のあり方等について諮問し、活発な議論が行われ、極めて有効に機能した。これらの議論の中で出された意見については、適宜機構の運営に反映している。</p>	<p>・諮問委の意見は業務運営に適切に反映されている。</p> <p>・外部の有識者を活用しているが、必要性については、再検討しても良いのではないかと近いA</p> <p>・適切な対応が行われている。</p> <p>・よい成果がでていことからAと評価する。</p>		

評価シート（13）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。</p>	<p>(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p>	<p>5 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p>	<p>5. 保有する個人情報の保護に関する事項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、新たな組織として法務文書課を設置した。 ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点	自己評価	A	評 定	A
<p>・保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。</p>	<p>・新たな組織を設置し、適切な管理を行った。</p>	<p>実績：○ ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、新たな組織として法務文書課を設置した。 ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。 また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。</p>	<p><委員会としての評定理由> 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、新たな組織として法務文書課を設置するなど、適切な個人情報管理がなされており、中期目標を上回ったと言える。</p> <p><各委員の評定理由> ・適切な個人情報管理がなされている。</p> <p>・適切な対応が行われている。</p> <p>・適切な管理を行っている。</p> <p>・個人情報の保護に関しては適切な管理が行われていたものと認める。</p> <p><その他の意見> ・計画どおりと評価する。</p>	

評価シート（14）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>5 厚生年金病院については、平成17年度中に厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応すること。</p>	<p>(4) 厚生年金病院については、平成17年度中に厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応する。</p>	<p>6 厚生年金病院については、厚生労働省及び社会保険庁が作成する整理合理化計画を踏まえ、対応する。</p>	<p>6 厚生年金病院については、厚生労働省及び社会保険庁から整理合理化計画が示されていない。</p>

評価の視点	自己評価	—	評定	
			(理由及び特記事項)	

評価シート（15）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>6 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。</p>	<p>(5) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。</p>	<p>7 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。</p>	<p>7 終身利用型老人ホームについては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果が示されていない。</p>

評価の視点	自己評価	—	評定	
			(理由及び特記事項)	

平成19年度業務実績評価関係資料

目次

様式 1	目的積立金	1
様式 2	保有資産	3
様式 3	官民競争入札の活用	4
様式 4	コンプライアンス体制の整備状況等	5
様式 5	役職員の報酬・給与等の状況	6
様式 6	随意契約等の状況	15

目的積立金

①当期総利益の計上	有	・	無
②目的積立金の申請	有	・	無

【当期総利益の計上が「有」、目的積立金の申請「無」の場合は、以下を記入】

③利益の発生要因	<p>平成19年度当期総利益は182億円。 この発生要因は、販売用不動産である年金福祉施設等の売却高が373億円であったのに対し、売却原価は188億円であり、売却高が売却原価を上回ったことによるものである。</p>
④目的積立金を申請していない理由	<p>独立行政法人年金健康保険福祉施設整理機構法第15条第1項の規定により、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当該事業年度の事業運営に要した経費及び翌事業年度の事業運営に要すると見込まれる経費等を控除して翌事業年度に国庫に納付することとされており、当該国庫納付に充てるため、目的積立金の申請は行っていない。</p>

委員記載（評価）欄

- ・ 高い売却、費用の節減により、大きな利益をあげている点を高く評価できる。
- ・ 計画を上回っていること評価できます。
- ・ 当機構は利益を国庫納付することを目的としており、上記のとおりで問題なし。
- ・ 適切である。
- ・ 売却価格の引き上げに関する様々な取組がなされ売却原価を大幅に上回る実績をあげている。
- ・ 予算を大きく上回る当期総利益 181 億円計上。
なお臨時利益 1,085 百万の内 1,082 百万は施設委託先解除に伴う特別剰余金の受入である。これは業績を表す損益計算書に反映させるのではなく、資本の部直入のほうが適切ではないかと判断する。
- ・ 稼動している施設が保有するこの特別剰余金は当法人設立時の出資金に反映されてい

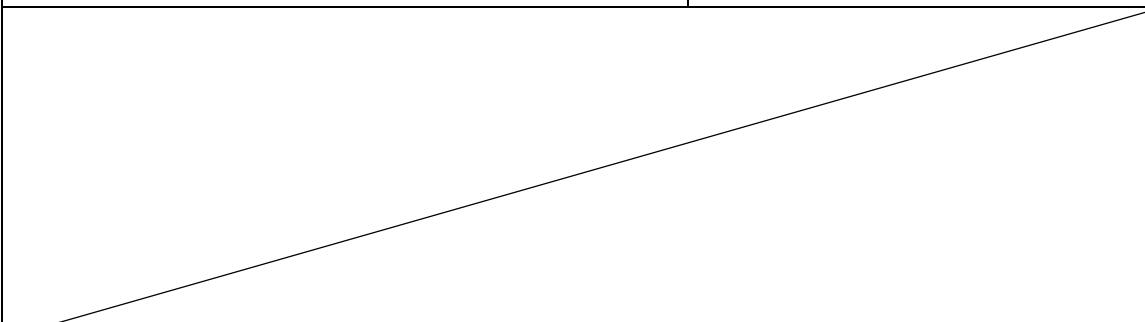
ないとのことである。また、現在稼働している施設の当剰余金に関しては社会保険庁の管理下にあるのでその全容を正確に把握していないとのことである。

- ・施設の売却責任を持つ当法人は、関係者の理解と協力の下、特別剰余金の全容を把握しその保全と回収業務を行えるような処置が望まれる。

保有資産

①見直しの検討の有無	有 ・ ①無
------------	--------

②見直しの状況	見直し対象となる資産がない。
---------	----------------

③資産の活用について	
------------	--

委員記載（評価）欄	
-----------	--

官民競争入札等の活用状況

① 官民競争入札等の活用 (官民競争入札等の検討)	有 ・ (無) (有 ・ (無))
------------------------------	----------------------

【官民競争入札の活用(検討)が「有」の場合は、以下を記入】

② 該当業務の名称	
-----------	--

③ 活用(検討)状況	
------------	--

委員記載(評価)欄	
-----------	--

コンプライアンス体制の整備状況等

①取組状況

機構設立当初より、機構関係諸規程集（機構の目的、中期目標、中期計画、業務方法書、就業規則、機密保全規程、給与規程、倫理規程、文書規程、会計規程等）を策定し全職員に周知することはもとより、人事異動の都度、新規採用職員に諸規程集の周知を図っている。特に倫理規程については、個別の事案等が発生する都度、全職員を対象に業務打合会において周知徹底を図っているところである。

なお、これら関係諸規程の改定等は、幹部会議（月2回）、役員会（月1回）の審議を経て決定しているところである。

さらに、同関係諸規程の改正後は、業務打合会で周知するとともに、全職員閲覧可能な機構ネットワーク上の共有領域に掲示している。

加えて、毎年度行われる外部監査及び監事監査において、内部統制等も含め、当機構業務の監査を受けているところである。

②取り組みについての自己評価

法令遵守等については上記の取組の徹底の結果、機構設立以来、法令違反等の実績はない。

また、外部監査及び監事監査においても、特に指摘は受けておらず、法令遵守は適正に行われている。

委員記載（評価）欄

- ・法令違反がなく、評価できる。
- ・適切なコンプライアンス体制が行われている。
- ・適切に行われている。
- ・法令遵守が適正に行われているものと認める。
- ・短期間によく整備されました。
- ・監事監査の報告及び説明・諸資料からコンプライアンス体制は適切に整備されていると判断する。

役職員の報酬・給与等の状況

①給与水準の適切性についての自己評価

役員（理事長）の報酬等については、平成18年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、また、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めており、19年度の報酬等の支給実績は以下のとおりとなっている。
（参考）厚生労働省事務次官

（平成19年度役員報酬等）

23,130 千円

理事長（常勤）	22,568 千円
理事（非常勤）	3,288 千円
監事（非常勤）	2,844 千円

当機構の19年度の対国家公務員ラスパイレス指数については、機構事務所が千葉及び東京にあることから、全国国家公務員との比較指数では、103.9となっているところであるが、地域を勘案した同指数は、97.9となっている。

今後も同指数が100を下回るよう、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しに努めていくこととしている。

（参考）対国家公務員ラスパイレス指数

	平成18年度	平成19年度
全国比較	109.1	103.9
地域比較	101.8	97.9

中期計画においては、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。

具体的には、施設譲渡業務を適正かつ迅速に進めることにより平成21年度末までに4%以上の人員の削減を行うこととしている。

（参考1）売却実績（落札ベース）

（参考2）

出資施設数（A）	302施設
平成17年度（10月～）	4施設
平成18年度	62施設
平成19年度	98施設
累計（B）	164施設
（B）／（A）	54.3%

基準人員数	41名
19年度末人員	39名
純減率	△4.9%

上記の役職員の報酬・給与等の状況については、公表するとともに適正化に努めており、その水準は適正なものとなっている。

委員記載（評価）欄

- ・給与に関して適切な運営がなされているものと評価できる。
- ・適正と認めます。
- ・概ね適正な給与水準であると思われる。
- ・事業の成果等を勘案しても適正な水準であると評価できる。
- ・報酬・給与等について適切な対応が行われている。
- ・適切である。

- ・むしろ五年間の限定期間で成果を出す当法人の使命からして、公務員に準じた給与水準を比較対照にすることでより良い成果の足かせにならないかと懸念する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

18年度実績に係る厚生労働省独法評価委員会の評価及び平成18年度下期、平成19年度上期における売却実績を点数化し、「役員特別手当支給割合基準」に基づき特別手当支給割合を1.2とした。

(参考) 役員の特別手当については、役員給与規程第8条第2項により、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を考慮し、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定無し

理事(非常勤)

改定無し

監事(非常勤)

改定無し

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 22,568	千円 15,264	千円 7,304	千円 — ()			
理事 (非常勤)	千円 3,288	千円 3,288	千円 —	千円 — ()			
A監事 (非常勤)	千円 2,844	千円 2,844	千円 —	千円 — ()			
B監事 (非常勤)	千円 2,844	千円 2,844	千円 —	千円 — ()			

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準じ、決定することとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

譲渡専門職員については、実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価制度を導入している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	一般職員について勤務成績に応じ、5区分に評価し、昇給号俸数を決定している。
賞与:勤勉手当	一般職員について勤務成績に応じ、勤勉手当基礎額の100分の145(俸給の特別調整額の支給を受ける職員にあっては勤勉手当基礎額の100分の185)を超えない範囲において勤勉手当額を決定している。
賞与:業績手当	施設譲渡専門職員について実績評価に応じ、俸給月額相当額を支給可能としている。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与制度改正同様に、次の改正を行った。
- ・一般職俸給表(1級～3級)について増額改正(約1%引き上げ)
 - ・譲渡専門職俸給表の細分化(11号俸と12号俸の間に2号俸追加)
 - ・配偶者以外の扶養手当の改定 5,000円→6,500円
 - ・地域手当支給割合の改定(千葉7%→8%、東京13%→14.5%)
 - ・勤勉手当の改定(一般職員:0.725月→0.775月、特定幹部職員:0.925月→0.975月)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	43.3	8,834	6,419	218	2,415
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	43.3	8,834	6,419	218	2,415
在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	51.4	8,061	5,886	226	2,175
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	42.8	4,555	3,348	191	1,207
施設譲渡専門職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	55.8	9,814	7,155	243	2,659

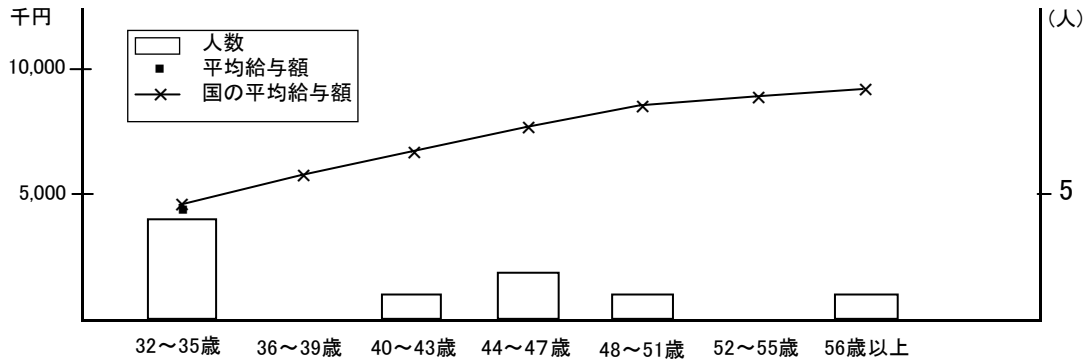
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：研究職種、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員(事務・技術職員)を含む。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:40~43歳、44~47歳、48~51歳、56歳以上の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注:該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位折れ線グラフについては表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ ^o	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
審議役・部長	1	—	—	—	—
課長・上席調査役・課長代理	2	—	—	—	—
係長・主査	3	43.5	—	6,100	—
係員	3	37.2	—	3,473	—

注:審議役・部長、課長・上席調査役・課長代理の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢・年間給与の平均額については記載していない。

注:該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位については表示していない。

注:当機構は、本部とそれ以外の区別がない組織である。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長 課長	課長 上席調査役	課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	5 (100%)	1 (20%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (20%)	1 (20%)	0 (0%)	2 (40%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高 ~最低)		— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }
所定内給与 年額(最高 ~最低)		— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }
年間給与額 (最高~最 低)		— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }	— }

(任期付職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長 課長	課長 上席調査役	課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	4 人	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	1 人 (25%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	3 人 (75%)
年齢(最高 ～最低)		— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	42 } 33
所定内給与 年額(最高～ 最低)		— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	2,632 } 2,471
年間給与額 (最高～最 低)		— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	— } —	3,593 } 3,386

注:9級～2級における該当者がそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	- %	- %	- %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	- %	- %	- %
	最高～最低	- %	- %	- %
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4 %	68.6 %	67.1 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6 %	31.4 %	32.9 %
	最高～最低	37.8～31.8 %	34.1～29.0 %	34.2～30.4 %

注:管理職員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報がおそれのあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

103.9

対他法人(事務・技術職員)

96.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 103.9
	参考 地域勘案 97.9
	学歴勘案 100.8 地域・学歴勘案 96.8
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 国からの財政支出はない
	【累積欠損額について】 累積欠損額はない
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	当機構の事務所は、東京都と千葉県に設置しており、全国規模である国家公務員と比較しているため (参考)地域手当率 東京特別区14.5%、千葉市8% ※地域手当率は、人事院規則により、地域によって0%～14.5%となっている
講ずる措置	・平成19年度における対国家公務員指数(年令)は103.9と国家公務員を上回っているが、当機構の勤務地域は東京都特別区と千葉県であり、地域勘案の国家公務員指数は97.9と国家公務員を下回っているところであるが、平成22年度においても100を下回るよう引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとする。 (平成22年度に見込まれる対国家公務員指数) 年齢勘案:106.7 年齢+地域+学歴勘案:99.4 注:この指数は、平成19年度の国家公務員と当機構における平均給与額から平成22年度に見込まれる平均給与額を推計し比較した数値である。

(その他)

- ・平成19年度における支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 0.3%
- ・平成19年度における管理職の割合 11.1%
- ・平成19年度における大卒以上の高学歴者の割合 55.6%

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時 (平成17年度)からの増 △減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	231,045	208,804	22,241	(10.7)	407	(0.2)
退職手当支給額 (B)	1606	802	804	(100.2)	1,606	(-)
非常勤役職員等給与 (C)	137,158	117,569	19,589	(16.7)	28,490	(26.2)
福利厚生費 (D)	29,062	28,009	1,053	(3.8)	△ 352	(△ 1.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	398,871	355,184	43,687	(12.3)	30,151	(8.2)

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額については、対前年度比10.7%増加、最広義人件費については、対前年度比12.3%増加している。これは、当機構の業務の本格化に伴い、売却計画に沿って売却物件数が前年度比約1.4倍になったことにより、職員が増加(当機構の業務本格化時における予定人員の範囲内)したためである。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与体系の見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

③人件費削減の取組の進捗状況

(人員純減)

a 基準日の人員数:41名(常勤役員1名、常勤職員40名(任期付職員含む))

b 当年度末日の人員数:39名(常勤役員1名、常勤職員38名(任期付職員含む))

c 当年度末日までの人員純減率4.9%

(人員純減) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年 度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
年度末人員数 (人)	36	36	39	-	-	-

IV 法人が必要と認める事項

当機構は、平成17年10月に設立し、平成22年9月に解散する有期の法人である。

(様式 6)

随意契約等の状況

①平成19年度の実績【全体】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	69件 (59.5%)	1,968百万円 (81.0%)
	企画競争	1件 (0.9%)	5百万円 (0.2%)
随意契約		46件 (39.7%)	456百万円 (18.8%)
合 計		116件 (100%)	2,428百万円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

②平成19年度の実績【同一所管法人等】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0件 (-%)	0百万円 (-%)
	企画競争	0件 (-%)	0百万円 (-%)
随意契約		0件 (-%)	0百万円 (-%)
合 計		0件 (-%)	0百万円 (-%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

③平成19年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	69件 (59.5%)	1,968百万円 (81.0%)
	企画競争	1件 (0.9%)	5百万円 (0.2%)
随意契約		46件 (39.7%)	456百万円 (18.8%)
合計		116件 (100%)	2,428百万円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

④随意契約の見直し計画の実施状況

平成19年度の新規の契約については、一部の随意契約によらざるを得ないもの（土地・建物の借料、旧法定外公共物の購入等）を除き、一般競争入札等（競争入札又は企画競争）を実施しているところである。

平成19年度においては、平成18年度の随意契約見直し計画に掲げた不動産鑑定評価業務及び建物管理業務について、随意契約から一般競争入札への移行を行ったところである。

上記の不動産鑑定評価業務及び建物管理業務以外に18年度の随意契約見直し計画に掲げた契約（自動車運転業務、書類の保管・管理、複写機等）についても、平成20年度以降、契約の更改時期に合わせ、順次一般競争入札等を実施することとしている。

平成19年度の随意契約のうち、上記の一般競争入札等への移行を予定しているもの以外については、いずれも契約の相手方が限定されているなど随意契約によらざるを得ないものであり、その主な内訳は、施設敷地内に存在する旧法定外公共物等（里道等）の購入に係るものが7件、257百万円、土地・建物の借料が13件、82百万円、電気料金等の長期継続契約が10件、12百万円である。

また、会計規程実施細則の改正を行い、従来から公表を行ってきた100万円以上の随意契約に加え、100万円以上の競争入札についても公表を行うこととし（平成19年6月）、随意契約を行うことができる基準のうち「理事長が事業運営上特に必要があると認めたとき」の削除を行った（平成19年10月）。これらにより、契約情報の公表基準及び随意契約によることができる基準については、全て国の基準（契約情報の公表に係る金額基準については厚生労働省の基準）に準じたものとした。

⑤随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

前記④のとおり、一部の随意契約によらざるを得ないものを除き一般競争入札等を実施し、可能なものから一般競争入札等への移行を行ったこと等により、平成18年度と平成19年度の契約実績全体に占める随意契約の割合は、件数で75.3%から39.7%と約2分の1、金額で62.7%から18.8%と約3分の1に減少している。

また、今後、随意契約から一般競争入札等への移行を更に可能とするため、総合評価落札方式による一般競争入札の導入の可能性、複数年度契約の拡大について検討を行っているところであり、加えてこれらの取り組みに伴う契約関係事務の増加に対応するため、土壌調査等専門的知識を要する業務について、競争入札実施のための仕様書作成業務を外部に委託するなど、入札手続きの効率化も併せて行っている。

(参考) 契約実績全体の比較

		平成18年度		平成19年度	
		件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	競争入札	15件 (17.6%)	180百万円 (27.6%)	69件 (59.5%)	1,968百万円 (81.0%)
	企画競争	6件 (7.1%)	64百万円 (9.8%)	1件 (0.9%)	5百万円 (0.2%)
随意契約		64件 (75.3%)	409百万円 (62.7%)	46件 (39.7%)	456百万円 (18.8%)
合計		85件 (100%)	653百万円 (100%)	116件 (100%)	2,428百万円 (100%)

⑥平成19年度の実績【関連法人】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0件 (-%)	0百万円 (-%)
	企画競争	0件 (-%)	0百万円 (-%)
随意契約		0件 (-%)	0百万円 (-%)
合 計		0件 (-%)	0百万円 (-%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

⑦関連法人との契約の状況等

⑧その他関連法人との随意契約の適正化等についての取り組み状況

⑨取り組み等についての自己評価

前記⑤のとおり、平成18年度と平成19年度の契約実績全体に占める随意契約の割合は、件数で75.3%から39.7%と約2分の1、金額で62.7%から18.8%と約3分の1に減少しており、取り組みの実施に伴い着実に改善が図られている。

今後も、更に一般競争入札等の実施割合を高めていくため、厳正に取り組むこととしている。

委員記載（評価）欄

- ・ 随意契約の削減の努力と成果があがっており、相当の評価ができる。
- ・ 随意契約の削減、透明性の確保に関する継続的な取り組みを期待する。
- ・ 随意契約を大幅に削減し、一般競争入札の割合が高まっており、契約形態の見直しが適切に行われている。
- ・ 事情やむを得ないものを除いては、ほぼ適正に競争入札を適用していると評価できる。
- ・ 新規契約は一般競争入札として進められており、既存契約についても契約更改時に随時可能なものから変更している。その結果、随意契約の比率は金額ベースで19%程度まで減少しており、着実に進捗しているものと認められる。
- ・ 大きな成果を出されてご苦労様です。
- ・ 随意契約減少への取り組みは適切に行われていると判断する。

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

1. 随意契約の見直し計画

平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によらざるを得ない土地・建物の借料等を除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(15.7%)	(49.2%)
				11	233
一般競争入札等	競争入札	/		(57.1%)	(21.1%)
				40	100
	企画競争	(8.6%)	(13.5%)	(8.6%)	(8.6%)
		6	64	6	41
随意契約		(91.4%)	(86.5%)	(18.6%)	(21.1%)
		64	409	13	100
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		70	473	70	473

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(-%) 0	(-%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(-%) 0	(-%) 0		
随意契約		(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0
合 計		(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(15.7%) 11	(49.2%) 233
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(8.6%) 6	(13.5%) 64		
随意契約		(91.4%) 64	(86.5%) 409	(18.6%) 13	(21.1%) 100
合 計		(100%) 70	(100%) 473	(100%) 70	(100%) 473

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行できるよう、以下の措置を講じる。

(1) 総合評価方式の導入拡大

今後、総合評価落札方式による一般競争入札の導入の可能性を検討する。

(2) 複数年度契約の拡大

現在行っている複数年度にわたる契約の拡大については、委託業務内容及び実施期間・時期を踏まえ、適確に行っていく。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札及び企画競争などによるそれぞれの契約方法の手続きの効率化について、費用対効果も踏まえ検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載